

武蔵野美術大学美術館・図書館貴重書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵野美術大学美術館・図書館図書資料管理要領第7条第2項の規定に基づき、貴重書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定した資料の取扱い)

第2条 貴重書として指定した資料の整理、保管、閲覧などの取扱いは、特に慎重に行わなければならない。

(整理)

第3条 貴重書の整理は、次に掲げるところにより行う。

- (1) 目録作業及び財産管理は、図書館システムにおいて行う。
- (2) 公開は、美術資料データベースにおいて行う。

(保管)

第4条 貴重書は、図書館内貴重書庫に保管する。

(閲覧)

第5条 貴重書の閲覧は、武蔵野美術大学美術館・図書館貴重書利用要領の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和5年10月4日から施行する。

以上